

半田市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要である家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的として実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部をこの事業を行うに相当と認められた団体に委託することができる。

(支援の対象)

第3条 この事業による支援の対象は、次に掲げる家庭とする。

- (1) 妊娠又は子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年妊娠、妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭
- (3) 養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等により、子育てに対する不安、孤立感等を抱える家庭又は児童虐待のおそれを抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にあるため、虐待のおそれを抱える家庭
- (5) 公的な支援につながない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童又は3歳から5歳までで保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(支援の内容)

第4条 この事業による支援の内容は、前条各号に規定する家庭に対し必要となる相談・支援とする。

(訪問支援者)

第5条 対象となる家庭への訪問による支援を行うため、養育支援訪問員（以下「訪問員」という。）を置く。

2 訪問員は、保健師、助産師、保育士、ヘルパー等の資格を有する者及び子育ての経

験がある者等の中から市長が委嘱するものとする。

3 訪問員は、事業の実施に必要な研修を受けるものとする。

4 訪問員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援の決定)

第6条 支援の決定は、半田市子ども未来部子育て相談課が行うものとする。

2 前項の決定に際しては、児童福祉関係機関等からの情報提供、情報把握のための訪問実施等により、第3条に規定する家庭の状況を把握し、具体的な支援の目標、達成するための支援の内容等について、児童福祉関係機関等と協議を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援を受けるための費用は、無料とする。

2 市長は、第2条の規定により事業を委託したときは、予算の範囲内において委託費を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 半田市育児支援家庭訪問事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。